

亀山市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月23日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

下庄自治会

2 変更があった事項及びその内容

区域

変更前 亀山市下庄町のうち字笹尾、小判場、大井谷、井谷、遠角、宮の谷（2531番地1から2531番地4まで、2532番地から2534番地まで、2537番地1から2537番地5まで、2651番地、2651番地1及び3461番地を除く。）、北山、小坂、上天王山、下天王山、北浦、野瀬、毛添山、御座垣内、外記垣内、山垣内、北垣内、川口垣内、布気、大曾古、塩塚、古川、浄楽寺、上新開（49番地2、3541番地、3547番地から3553番地まで、3563番地及び3564番地までを除く。）下新開、右京尻、森山、上田井、田井、松阪、井手、西林、黒谷、けんぎょ、土坂、上日焼、小和田、奥小和田、上伝子、下伝子の全域及び字一の谷2661番地3、2676番地、2676番地1、2677番地、2678番地1から2678番地3まで、2679番地1から2679番地4まで、2680番地1から2680番地10まで、字下日焼551番地4、551番地5、553番地4、553番地7、554番地1、字板取2712番地から2715番地まで、2715番地2、2716番地、2730番地から2732番地まで、2732番地1、2737番地1、2740番地1、2740番地2、2747番地1及び2747番地2並びに字平田のうち県道鈴鹿芸濃線以南及び市道下庄1号線の東側の区域とする。

変更後 亀山市下庄町のうち字笹尾、小判場、大井谷、井谷、遠角、宮の谷（2531番地1から2531番地4まで、2532番地から2534番地まで、2537

番地1から2537番地5まで、2651番地、2651番地1及び3461番地を除く。) 、北山、小坂、上天王山、下天王山、北浦、野瀬、毛添山、御座垣内、外記垣内、山垣内、北垣内、川口垣内、布気、大曾古、塩塚、古川、浄楽寺、上新開(49番地2、3541番地、3547番地から3553番地まで、3563番地及び3564番地までを除く。) 下新開、右京尻、森山、上田井、田井、松阪、井手、西林、黒谷、けんぎょ、土坂、上日焼、小和田、奥小和田、上伝子、下伝子の全域及び字一の谷2661番地3、2676番地、2676番地1、2677番地、2678番地1から2678番地3まで、2679番地1から2679番地4まで、2680番地1から2680番地10まで、字下日焼551番地4、551番地5、553番地4、553番地7、553番地17、554番地1、字板取2712番地から2715番地まで、2715番地2、2716番地、2730番地から2732番地まで、2732番地1、2737番地1、2740番地1、2740番地2、2747番地1及び2747番地2並びに字平田のうち県道鈴鹿芸濃線以南及び市道下庄1号線の東側の区域とする。

3 変更の年月日

令和5年3月26日

4 変更の理由

区域の見直し